

国民健康保険税が変わります

地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い国民健康保険税の「賦課限度額」と「所得の少ない世帯における軽減判定所得基準」が変更になります。

【賦課限度額の変更】

国民健康保険税を算定する際の賦課限度額は、国が景気動向を判断し、毎年見直しが行われています。

【所得の少ない世帯における軽減判定所得基準の変更】

国民健康保険税では、総所得金額が一定の基準以下の世帯については「均等割」と「平等割」の軽減制度があります。令和7年度の課税分から、軽減割合を決める際の5割軽減および2割軽減の範囲が拡大されます。

※世帯主の所得は、国民健康保険の加入・未加入にかかわらず所得判定の対象となります。

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人数と所得も含めて計算します。

※世帯内に所得の申告をしていないかたがいる場合は、軽減措置は適用されません。

問い合わせ先

役場税務課国民健康保険税係
☎(86)1172「直通」

インフォメーション



所得の少ない世帯における軽減判定所得基準の改正内容

軽減割合	軽減判定所得基準額
7割	43万円+（給与所得者等の数－1）×10万円
5割	43万円+（給与所得者等の数－1）×10万円+30.5万円×被保険者数 29.5万円（改正前）→30.5万円（改正後）
2割	43万円+（給与所得者等の数－1）×10万円+56万円×被保険者数 54.5万円（改正前）→56万円（改正後）

関東で長島町の特産品を販売

8月2日（土）と3日（日）の2日間、東京都世田谷区で開催される「せたがやふるさと区民まつり」で、町特産品のブリなどの加工品やジャガイモ、島内限定の本格焼酎島娘などを販売します。

長島の味を堪能する機会となりますので、近隣のかたや町出身のかたなど多くのご来場をお待ちしております。

問い合わせ先

役場水産景観課商工観光係
☎(86)1137「直通」

